広島県県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十号

広島県県営住宅管理規則の一部を改正する規則

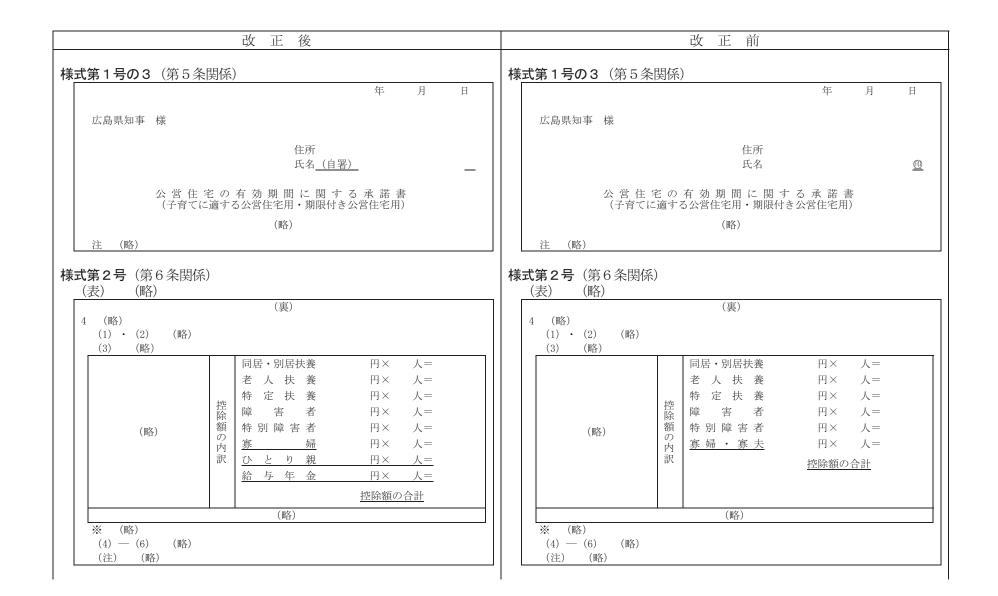
改正する。 広島県県営住宅管理規則(平成十年広島県規則第九号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

(入居者資格) 2―5 (略) 三条(略) 三条(略) 三条例第六条第二項ただし書の規定に該 当する場合の改良住宅の入居者資格とし て同項後段の規定により読み替えられた 後の同条第一項第二号イの知事が定める 金額 十三万九千円 四 (略)	改 正 後
(入居者資格) 2―5 (略) 三条(略) 三条(略) 三条例第六条第二項ただし書の規定に該 当する場合の改良住宅の入居者資格とし て同項後段の規定により読み替えられた 後の同条第一項第二号イ及びロの知事が 定める金額 十三万九千円 四(略)	改 正 前

別記様式第1号 (第5条関係)	別記様式第1号 (第5条関係)
(表)	(表)
(略) 組 特 別 (略) (略)	(略) 組 特 A B C (略) (略) (略) (略)
県営住宅入居申込書	県営住宅入居申込書
広島県知事様	広島県知事様
年月日	年
フリガナ	フリガナ
氏名	氏名
(略)	(略)
申込区分 申込み住宅(新築・空き家) 1 一般世帯向け 希望地区名 る望住宅 2 単身者向け	申込区分 申込み住宅(新築・空き家) 申込の 1 一般世帯向け 希望地区名 6 2 単身者向け 1 1
1 (略) (略) 特別控	1 (略) (略) 特別控
除該当	除該当
者の数 障害者(うち特別障害者) 特定扶養親族 70歳以上の扶養親族 寡婦 <u>ひとり親</u> 人(人) 人 人	者の数 障害者(うち特別障害者) 特定扶養親族 70 歳以上の扶養親族 寡婦・2

2 (略) (m) 8 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者 次は18歳未満の者である場合 (m)		(裏)] [(<u></u>	⋹)		
8 申込者が 60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60歳以上の者 Zlt 18歳未満の者である場合 9 申込者が 60歳以上の者であう場合 18 申込者が 60歳以上の者であう、かつ、同居者のいずれもが 60歳以上の者 Zlt 18歳未満の者である場合 (略) (第) 3 (略) (略) (第) (第) (第) <th>2 (略)</th> <th></th> <th></th> <th>2</th> <th>(略)</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>	2 (略)			2	(略)					
21 14 2 4 2 2 B 以後昭和 31 年 4 月 1 B 以前に生まれた者又は 18 歳未満の ある場合 (略) (略) 3 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (幣) (幣) (幣) </td <td></td>										
21 14 2 4 2 2 B 以後昭和 31 年 4 月 1 B 以前に生まれた者又は 18 歳未満の ある場合 (略) (略) 3 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (幣) (幣) (幣) </td <td>8 申込者が 60 歳以上の者</td> <td>音であり,かつ,同居者のい</td> <td>ずれもが 60 歳以上の者</td> <td></td> <td>8 申込者が</td> <td>60歳以上の者</td> <td>Zは昭和2</td> <td>1年4月</td> <td>2日以後昭和</td> <td>31年4月1日</td>	8 申込者が 60 歳以上の者	音であり,かつ,同居者のい	ずれもが 60 歳以上の者		8 申込者が	60歳以上の者	Zは昭和2	1年4月	2日以後昭和	31年4月1日
(略) (B) (B) (2) 又は 18 蔵禾満の者である	5場合		(2)	<u>に生まれた</u> 21 年 4 月 5	<u>: 者</u> であり,か~ 2 日以後昭和 31	つ,回居者(年4月1)	のいすれ。 日以前に	もか 60 成以 生まれた者⊽	上の者 <u>者しくは</u> 1日 18 歳未満の
3 (略) 3 (略) (m) (m) ※ (略) (m) (m)					ある場合		1 1/1 1	H SAMAC	<u></u> /	
(略) (略) (m) (m) (m) <td< td=""><td>L.</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>()</td><td>各)</td><td></td><td></td></td<>	L.	(略)					()	各)		
※(略) ※(略) (略) (m) (m) (m) (m) <td< td=""><td>3 (略)</td><td></td><td></td><td>3</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	3 (略)			3	(略)					
(略) (略) (略) (略) (m) (m) <th< td=""><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(昭</td><td>各)</td><td></td><td></td></th<>		(略)					(昭	各)		
氏 総収入額 控 除 計 第 欄 広島県知事 様 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (m) (m) <td>※(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	※(略)				(略)					
名 所得額種種類人数控除額 百 鼻 備 (略) (略) (略) (m) ((B) (B) (B) (B) ((B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) </td <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(#</td> <td>佫)</td> <td></td> <td></td>		(略)					(#	佫)		
名 所得額種種類人数控除額 前 鼻 欄 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (哈) (四) (四) (四) (四) (0) (四) (四) (0) (四) (1) (1) (1) (1) (1) <td>イ 公山 7 次百 「穴</td> <td>谷</td> <td></td> <td></td> <td>※ 回 7 婿</td> <td>+//2</td> <td>必</td> <td></td> <td></td> <td></td>	イ 公山 7 次百 「穴	谷			※ 回 7 婿	+//2	必			
(略) <u>家</u> (略) (略) (m)			計 算 欄	日日日					計	算 欄
(略) 基 剪 (略) (m) (m)					721 14 HA		1.			(11/2)
① と り 親 (略) (略) (略) (略) (密) (略) (密) (公営住宅法上の年収額月額収入) (略) (公営住宅法上の年収額月額収入) (略) (昭) (略) (昭) (略) (昭) (略) (昭) (略) (昭) (昭) (昭)	(略) <u>寡</u> 婦	<u>帚</u> (略) (略)		(11夕	(略)	寡婦・寡夫	(略)	(略)		(略)
Image: Contract of the second sec	^{略)} ひとり 第	<u>見</u> (略) (略)		(响))		(略)	(略)	公営住宅法上	の年収額月額
(略) (略) (略) (注 (略) (個人番号届出書 個人番号届出書 広島県知事様 (略) (氏名 (略)	給与年金									
(略) 注(略) 個人番号届出書 個人番号届出書 広島県知事様 (略) 氏名 (略)	<u> </u>		宅法上の年収額月額収入							
個人番号届出書 個人番号届出書 広島県知事様 (略) 氏名 (略)	((略)			(m/r)		()	佫)		
広島県知事 様 広島県知事 様 (略) (略) 氏 名 (略)	(略)			[注	(略)					
広島県知事 様 広島県知事 様 (略) (略) 氏 名 (略)		国人釆早日山聿		1		個	人来与	シ 屁 山	聿	
(略) (略) 氏名	I					Щ		7 /田 山	E	
氏名 氏名	云島県知事 様			広園	島県知事 様					
氏名 氏名		(略)	(略)					(略)		(略)
		("[])	(市口)					(114)		(四)
(略) (略) (略)		氏 名	_					氏 名	I	
		(略)	(略)				Γ	(略)		(略)
(昭各) (昭各)		(略)					(眠	各)		

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように別記様式第一号の二中「Fij」を削る。



1 (略)		(裏)	(裏) 4 (略)
(1) · (2) (即 (3) (略)	各)		4 (町分) (1) • (2) (略) (3) (略)
(昭合)	控除額の内訳	身 婦 円× 人= ひとり親 円× 人= 給与年金 円× 人=	(略) 同居・別居扶養 円× 人= (略) 控除 老 人 扶 養 円× 人= (時) 定 法 後 円× 人= (時) 定 法 日× 人= (時) 第 者 円× 人= (時) 第 第 日× 人= (時) 第 第 日× 人= 算婦・ 第 日× 人=
		<u>控除額の合計</u> (略)	(順各)
※(略) (4)—(7)(m (注)(略)	各)		※ (略) (4) — (7) (略) (注) (略)

改正する。 改正する。

改 正 後	改正前				
様式第2号の6 (<u>第6条の5</u> 関係)	様式第2号の6 (<u>第6条の3</u> 関係)				
期限付き公営住宅の入居有効期間延長申請書	期限付き公営住宅の入居有効期間延長申請書				
年 月 日 広島県知事 様	年 月 日 広島県知事 様				
(略) (略) 入居者氏名	(略) (略) 入居者氏名				
(略) (略)	(昭各) (昭各)				
(昭各)	(略)				
注 (略)	注 (略)				
様式第3号(第8条関係) 県営住宅入居請書 (略)	様式第3号 (第8条関係) 県営住宅入居請書 (略)				
1・2 (略) 年 月 日 広島県知事 様	1・2 (略) 年 月 日 広島県知事 様				
λ (m) (m) E $\frac{K}{(1 + R)}$ $-$	入 (略) (略) 居 者 <u>氏 名</u> ^①				
(略) (略) 緊 (略) (略) 急 (略) (略)	(略) (略) 緊 (略) (略) 急 (略) (略)				
\mathbb{R} (\mathbb{R}) (\mathbb{R}) \mathbb{A} (\mathbb{R}) (\mathbb{R}) \mathbb{A} (\mathbb{R}) (\mathbb{R}) \mathbb{A} $(\mathbb{L} - \mathbb{A})$ (\mathbb{R}) $(\mathbb{L} - \mathbb{R})$ $ (\mathbb{R})$	連 (略) (略) 糸 (略) <u>氏<名</u>				
注 (略)	注 (略)				

別記様式第四号中「⇔」を削る。

改 正 後	改 正 前			
様 式第6号 (第8条関係)	様式第6号 (第8条関係)			
(略各)	(略)			
県営住宅入居可能日通知書	県 営 住 宅 入 居 可 能 日 通 知 書			
先に入居決定の通知をした次の県営住宅の入居可能日は, 年 月 日です。 入居可能日から 15 日以内に入居してください。15 日以内に入居できないとき は,必ず届出を行ってください。	先に入居決定の通知をした次の県営住宅の入居可能日は, 年 月 日です。 入居可能日から15日以内に入居してください。15日以内に入居できないとき は、必ず届出を行ってください。 <u>なお、空き家住宅に入居される方は、次の住宅管理者へ事前に連絡し、本書を</u> 提示の上, 鍵の交付を受けてください。			
(略) (略)	(略) (略)			
住宅の所在地 (略)	住宅の所在地 (略)			
	住宅管理者 氏 名 住宅番号 号館 号 重話番号 () —			

別記様式第七号中「⇔」を削る。

	(略) 入居者氏名 (略) (略)	年月日 (略) (略) (略)		広島県知事 様	(略) (略) 入居者氏名 ④ (略) (略) (略) (略) (略) (略)
	時 別 控 (略 (略 (略 エ))) 二 本		$\neg $		
) (略各) () () ()) ()) ()) ()) ()	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	略	(略) (略) (略) (略) (1 (略) 6 (略) 8 高齢者† (2 (略) 7 (略) <u>以後昭和</u> 者のいす 後昭和31 (略) <u>後昭和31</u> ある場合 9 (略)	$\begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $

1-	注 1 太枠内のみ記入してくださ い。 2・3 (略) <u> </u>	注 1 太枠内のみ記入し <u>,右上入</u> <u>居者氏名欄に押印し</u> てくださ い。	
	2・3 (略) 略略略略略略 略 時 時 時 時 時 時 時 時 時 時 時 時 時 時	い。 略略略略略略略略時 2・3<(略) 0	
	略 略 略 略 略 略 略 略 略 (略) (略) (略) (略) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m		
	個人番号届出書	個人番号届出書	
	広島県知事 様	広島県知事 様	
	(略) (略)	(略) (略)	
	氏 名	氏名	<u>0</u>
	(略) (略)	(略) (略)	
	(略)	(略)	
	注 (略)	注 (略)	
様式	\$\$\$10号 (第10条関係)	│ │ 様式第10号 (第10条関係)	
	県営住宅収入認定(収入再認定)に対する意見申出書	県営住宅収入認定(収入再認定)に対する意見申出書	
	年 月 日 広島県知事 様	年 月 広島県知事 様	E
	広島県知事 様 (略) (略)	広島県知事 様 (略) (略)	
	広島県知事 様	広島県知事 様	
	広島県知事 様 (略) (略) 入居者氏名 (略) (略)	広島県知事 様 (略) (略) 入居者氏名 (略) (略) (略)	
	広島県知事 様 (略) (略) 入居者氏名 (略) (略)	広島県知事 様 (略) (略) 入居者氏名 (略) (略)	
	広島県知事 様 (略) (略) 入居者氏名 (略) (略) (略) (略)	広島県知事 様 (略) (略) 入居者氏名 (略) (略) 1 (略) (略) (略) (略) 1 (略) 6 (略) 8 高齢者世帯(入居者が60歳以上の者又は昭和21年	① (略)
	広島県知事 様 (略) (略) 八居者氏名 (略) (略) (略) (略) (略) (1 (略) 6 (略) 8 高齢者世帯(入居者が60歳以上の者であり,かつ,同 2 (略) 7 (略) 居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者であ 3 (略) る場合)	広島県知事 様 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	① (略) , か、((((和21 mg mg
	広島県知事 様 (略) (略) 入居者氏名 (略) (略) 1 (略) 1 (略) 1 (略) 6 (略) 8 高齢者世帯(入居者が60歳以上の者であり,かつ,同 2 (略) 7 (略) 居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者であ 3 (略) 3 (略) 5 (略)	広島県知事 様 (略) (略) 八居者氏名 (略) (略) 1 (略) 1 (略) (略) 1 (略) 6 (略) 8 高齢者世帯(入居者が60歳以上の者又は昭和21年 2 (略) 7 (略) <u>1以後昭和31年4月1日以前に生まれた者であり</u> 3 (略) <u>7 (略)</u> 3 (略) <u>1 (略)</u> 5 (略) 3 (略) <u>5 (略)</u> 5 (略) <u>5 (略)</u> 5 (略) <u>5 (略)</u> 5 (略) <u>5 (略)</u> 5 (略) <u>6 (略)</u> 1 (略) <u>6 (略)</u> 1 (略) <u>1 (略)</u> 1 (他) <u>1 (m)</u> 1 (m) <u>1 (m)</u>	① (略) , か、((((和21 mg mg
2	広島県知事 様 (略) (略) 八居者氏名 (略) (略) 1 (略) 1 (略) 1 (略) 6 (略) 8 高齢者世帯(入居者が60歳以上の者であり,かつ,同 2 (略) 7 (略) 居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者であ 3 (略) る場合) (略)	広島県知事 様 (略) (略) 1 (略) (略) 1 (略) (略) (略) 1 (略) 6 (略) 8 高齢者世帯(入居者が60歳以上の者又は昭和21年 2 (略) 7 (略) 日以後昭和31年4月1日以前に生まれた者であり 3 (略) 4 (略) 年4月2日以後昭和31年4月1日以前に生まれた者であり	① (略) , か、((((和21 mg mg
22	広島県知事 様 (略) (略) 入居者氏名 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 7 (略) 8 高齢者世帯(入居者が60歳以上の者であり,かつ,同 2 (略) 7 (略) 居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者であ 3 (略) 3 (略) 9 (略) 9 (略)	広島県知事 様 (略) (略) 八居者氏名 (略) (略) 1 (略) 1 (略) (略) 1 (略) 6 (略) 8 高齢者世帯(入居者が60歳以上の者又は昭和21年 2 (略) 7 (略) 日以後昭和31年4月1日以前に生まれた者であり 3 (略) つ,同居者のいずれもが60歳以上の者 <u>若しくは昭</u> 4 (略) 年4月2日以後昭和31年4月1日以前に生まれた者であり 5 (略) 9 (略) 9 (略)	① (略) , か、((((和21 mg mg

	県営住宅収入再認定申請書	様式第11号 (第10条関	県営住宅収入再認定申請書	
	年月日			年 月
広島県知事 様		広島県知事 様		
	(略) (略)		(略)	(略)
	入居者氏名		入居者氏名	
	(略) (略)		(略)	(略)
1 (略)	(略)	1 (略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
1 (略) 6 (略) 8	高齢者世帯(入居者が60歳以上の者であり, かつ, 同	1 (略) 6 (略	6) 8 高齢者世帯(入居者が60歳以上	の者又は昭和21年4
a (m/m) 7	者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者であ り場合	2 (略) 7 (略	() 日以後昭和31年4月1日以前に	生まれた者であり、
(略) 3(略) そ 4(略)	町	(略) (略) (略)	つ,同居者のいずれもが60歳以 年4月2日以後昭和31年4月1日以	上のる <u>石しくは昭4</u> 前に生まれた者又は
5 (略))	5 (略)	歳未満の者である場合)	<u></u>
9 (略)		9(略)	
2 (略)	(暇)	2 (略)	(略)	
生 1 太枠内のみ記入してく		注 1 大枠内のみ記7	へし,右上入居者氏名欄に押印してく7	ださい
		2 (略)		

別記様式第十二号から別記様式第二十四号までの様式中「⇔」を削る。

改 正 後	改 正 前
様式第25号(第19条関係) 県営住宅収入超過者・高額所得者の認定に対する意見申出書	様式第25号(第19条関係) 東営住宅収入超過者・高額所得者の認定に対する意見申出書
年月日 広島県知事様 (略) 2(略) 2(略) 2(略) 2(略) 2(略) (第) (略) (略) (略) (部) (部) (1)	年月日 広島県知事様 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (第) (略) (略) (略) (略) (昭) (略) (昭) (略) (昭) (略) (1 (略) (略) (日) ((年) (日) ((年) (日) ((年) (日) ((年) (日) ((日) (日) ((日) (日) (日) (日) (日) <td< td=""></td<>

この規則は、令和三年七月一日から施行する。
附則
別記様式第二十六号から別記様式第二十九号までの様式中「⇔」を削る。